

平成 18 年 6 月

廃棄物処理法施行規則一部改正省令に伴う
「建設廃棄物処理委託契約書」の一部変更(委託契約追加事項)について
(お知らせ)

廃棄物処理法施行規則一部改正省令（平成 18 年 3 月 10 日公布）に伴い、「建設廃棄物処理委託契約書」を下記のとおり変更（追加）いたします。

記

[委託業務の内容] 「5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社（丙）の許可内容」の「必要な情報(性状及び荷姿等)」の文章の後ろに「※」印を付け、その内容として、欄外の注釈の下に「※：性状等に変更が生じた場合は、文書等により通知する。」という文章を追加。

※本件は、平成 18 年 7 月 1 日から施行されます。

※現行の契約書が使用できなくなったわけではありません。

※現行の契約書を、7 月 1 日以降も引き続き使用される場合は、上記と同じ内容を手書きなどで記入してください。ゴム印を作成して押していただいても結構です。

※省令については、別紙をご覧ください。

以 上

※本件に関するお問合せ:(社)東京建設業協会・広報課まで

(電話)(03)3552-5656 FAX(03) 3555-2170 E メール:kouhou@token.or.jp)

社団法人 日本建設業団体連合会

社団法人 日本土木工業協会

社 団 法 人 建 築 業 協 会

社団法人 全国建設業協会

社団法人 日本建設業経営協会

社団法人 全国中小建設業協会

社団法人 日本鉄道建設業協会

社団法人 東京建設業協会

関 東 建 設 廃 棄 物 協 同 組 合

建設廃棄物処理委託契約約款（記載例）

（許可証の提出等）

第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。
なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。
(1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(指定証その他)の写し
(2) 許可車両番号
(3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

（情報の提供）

第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るために、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。
2. 丙は、甲から委託された廃棄物を処理するにあたり、中間処理後の最終処分先についての必要な情報を、「丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)」の欄に記入し、甲に通知しなければならない。

（再委託の禁止）

第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

（委託業務の管理）

第4条 甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。
2. 甲、乙、丙はそれぞれのマニフェストを5年間保存する。
3. 丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。
ただし、伝票等の月次集計表などによって、業務終了報告書に替えることができる。

（内容の変更）

第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

2. 丙は、中間処理後の最終処分先の場所に変更が生じた場合は、すみやかに甲に報告し、変更契約を締結する。

（業務の調査）

第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。
2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（損害の賠償）

第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

（機密保持）

第9条 甲、乙又は丙は、本契約に違反して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

（契約の解除）

第10条 1. 甲、乙又は丙は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。
2. 前項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
3. 第1項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

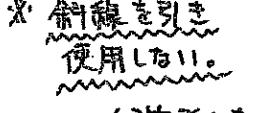
（協議）

第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。（なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する）

<収集運搬会社一覧表（複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入）>

会社名	住所	電話番号	許可証内記載		
			発生場所	処分場所	届日(種類)

協議事項	 (3箇所と記)	マニフェストD票 受領済印	マニフェストD票 処分完了印	マニフェストE票 最終処分終了日 確認印
------	------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------	-------------------	----------------------------

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。

1号文書(収集運搬用)				2号文書(処分用)			
1万円 未満	非課税	1,000万円 以下	10,000円	1万円 未満	非課税	1,000万円 以下	10,000円
10万円 以下	200円	5,000万円 以下	20,000円	100万円 以下	200円	5,000万円 以下	20,000円
50万円 以下	400円	1億円 以下	60,000円	200万円 以下	400円	1億円 以下	60,000円
100万円 以下	1,000円	5億円 以下	100,000円	300万円 以下	1,000円	5億円 以下	100,000円
500万円 以下	2,000円	500万円 以下	2,000円	500万円 以下	2,000円	500万円 以下	2,000円

(平成12年7月現在)

平成 18 年 12 月
廃棄物処理法施行令及び施行規則改正に伴う「建設廃棄物処理委託契約書」の一部変更について
(お知らせ)

廃棄物処理法施行令及び施行規則改正（平成 18 年 7 月 26 日公布）に伴い、「建設廃棄物処理委託契約書」を下記のとおり変更（追加）いたします。

記

1. 建設廃棄物処理委託契約書の「収集運搬会社(乙)」・「処分会社(丙)」欄の許可品目に「石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他)」の項目を追加。
2. [委託業務の内容]「4. 積替・保管施設経由の有無」の a) 施設の内容の「許可品目」に「石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他)」の項目を追加。
3. 「5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容」の「廃棄物の種類」で「混合廃棄物」の下に「石綿含有産業廃棄物」の欄を設け、その内容として「がれき類」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、「廃プラスチック類」、「その他」の欄を追加。
4. 「廃棄物の種類」で石綿含有産業廃棄物の「処分会社の許可内容」の「処分方法」に「溶融」、「埋立」、「無害化」を追加。
5. 「廃棄物の種類」で「特管産廃」の「廃石綿等」の「処分会社の許可内容」の「処分方法」に「無害化」を追加。

※本件は、平成 18 年 10 月 1 日から施行された政省令改正によるものです。

※現行の契約書は、石綿含有産業廃棄物を取り扱わない事業者・収集運搬会社・処分会社はそのまま使用できます。

※現行の契約書を、10 月 1 日以降も引き続き使用される場合は、上記と同じ内容を手書きなどで記入してください。

※詳細については、別紙または下記 URL をご覧ください。



<http://www.env.go.jp/air/asbestos/pdfs/no060927001.pdf>

以上

※本件に関するお問合せ：(社) 東京建設業協会・広報課まで

(電話 (03) 3552-5656 FAX (03) 3555-2170 E メール：koho@token.or.jp)

社団法人 日本建設業団体連合会
社団法人 日本土木工業協会
社団法人 建築業協会
社団法人 全国建設業協会
社団法人 日本建設業経営協会
社団法人 全国中小建設業協会
社団法人 日本鉄道建設業協会
社団法人 東京建設業協会
関東建設廃棄物協同組合